

平成30年第8回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成30年5月23日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	平成30年5月23日 午前10時00分	
閉 会 日 時	平成30年5月23日 午前10時42分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	平 良 木 宣 行	
	森 脇 直 美	
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之
委 員	委 員	森 脇 直 美
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 真里谷 隆 管理課長補佐 渡 部 貴 志 給食センター所長 櫻 庭 康 江 生涯学習課長 高 橋 俊 彦 生涯学習課長補佐 小 池 裕 子 情報館館長 秋 田 裕 子 スポーツ課長 高 橋 政 一
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第41号	議会の議決を得なければならない事件の申出について
	議案第42号	教育財産の用途廃止について
	議案第43号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について
	議案第44号	奨学生及び奨学金額の決定について
7		閉会

## 平成30年第8回厚岸町教育委員会

平成30年5月23日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、平成30年第8回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、5月23日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日5月23日の1日間といたします。

          また、本日の付議事件のうち、「議案第44号」については、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思っております。

          その他の議案については公開として議事を進めたいと思っておりますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。

          平成30年4月18日に開会した第7回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の平良木委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第41号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いいたします。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第42号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

内容は、厚岸町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定であります。議案書3ページをお開き願います。

平成30年厚岸町議会第1回定例会において、厚岸町スクールバス条例が議決され、平成30年3月14日に公布されましたが、同定例会に提出し議決された厚岸町デマンドバス条例について、本会議において予約日に係る規定の一部に、わかりづらい規定があるとの指摘を受け、条例施行日前に条例の一部改正を行うこととしたため、同条例と同様趣旨で予約日について規定している本条例においても、同様の理由から、条例施行日前に条例の一部改正を行うとするものであります。

内容については、議案第42号説明資料「厚岸町スクールバス条例の一部を改正する条例新旧対照表」にてご説明いたします。第4条第3項中「前日まで」の次に「の午前9時から午後4時までの間」を加え、同項に次のただし書を加え、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは12月31日から翌年1月5日までの日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない

日とする規定を追加し、第3項の改正に伴い、不要となる第4項を削除するものであります。議案書の3ページにお戻りください。附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。なお、「本条例」は、平成30年厚岸町議会第2回定例会に上程いたしたく厚岸町長に申し出るものであります。以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。内容は、スクールバス条例の一部を改正する条例を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●濱委員

現行の条例が何で問題になったのか。むしろ分りにくくなっていないかと思ったんですけど、どうでしょうか。

●管理課長

今回、問題になったのは、運行日という部分です。スクールバスの場合、第4条第1項において、前条第1項第1号に規定する場合のスクールバスの運行において、ということで、第3条第1号に児童生徒の通学の用に供する場合ということで、デマンドバスは月曜から金曜ですがスクールバスの場合は、月曜から金曜に係わらず、土曜授業や参観日若しくは運動会等で土日にスクールバスが運行する場合がございます。今回改正部分の午前9時から午後4時までの間にという部分が予約可能日を明確にする部分があります。少し分りにくいのが、「ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは12月31日から翌年1月5日までの日」、ここまでは、前回と同じですが、「又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。」という部分が分りにくいと思いますが、どうしても月から金にとらわ

れず、先ほども申し上げたとおり土曜又は日曜に運行する可能性があることで、そういう表現で「又は」の部分を使ったということです。

●濱委員

もっと分りやすい表現はできないのか。運用するのは行政職員だから理解でいけば良いのだけれど、あまりにも分りにくい表現で、結局何曜日かと戸惑うような表現は、好ましくないと感じたのだが、何回読んでも理解できなかった。

●管理課長

内部で協議した中で、ほかの意見もありました。先ほども言ったとおり、特に分りづらいのは下段の部分だと思うんですが、デマンドバスのように月から金の運行だと良いのですが、やはり土日の運行もしなければならぬという場合は、「その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。」ということで、これを入れないと、例えば日曜日に運行があった場合は、土曜日に予約を受けざるを得ない。その場合、こちらの体制が整っていませんので、明確化したものです。

●濱委員

スクールバスだと、土曜日曜に運行することがあるから、こういった表現にするとということだが、土曜日曜に運行する場合は、減多にないわけだから、デマンドバスに合わせ完全に土曜日曜は運行しないという方法はとれないのか。

●管理課長

あくまでも、住民利用という部分であります。スクールバスはデマンドバスと違って、第3条第1号に児童生徒の通学の用に供する場合ということでありますので、走っている以上は、住民の方にも利用して頂くというスタンスでありますので、こういう表現になるという事で

す。

●田辺委員           デマンドバスも事前予約が必要なんですよ。

●管理課長           はい。そのとおりです。

●田辺委員           この予約というのは、前日までにということ、10日前でも20日前でも可能なんですか。

●管理課長           デマンドバスもスクールバスも一緒ですが、月毎に運行表をつくりますので、それに間に合えば可能です。

●教育長            その他、質疑はありませんか。

(ありませんの声)

●教育長            なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長            では、そのように決定いたします。

●教育長            次に、議案第42号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長           ただ今上程いただきました議案第42号「教育財産の用途廃止について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

今回、教育財産の用途廃止をしようとする内容は、現在、老朽化が進んでいるため入居者が無く、今後も教員

住宅として利活用を予定していない住宅とその土地であります。当該教員住宅は、厚岸町未来創生総合戦略の施策・取り組みである「移住・定住の促進」において町おこし協力隊員の受入住宅として、厚岸町として有効に活用したいとの意向を受け、教育財産の用途廃止をしようとするものであります。

1、行政財産（公有・教育財産）廃止一覧であります。

（1）建物として、番号116号及び117号の2戸であります。面積は49.69平方メートルで、構造はコンクリートブロック造り平屋建てで、面積・構造も同じであり、建設年も同じ昭和45年に建設されたものであります。

（2）土地として、所在地、厚岸町住の江2丁目1番地、面積は832平方メートルで、あります。

2、建物の配置等であります。3ページ別紙説明資料をご覧ください。図面中央の斜線の部分が今回廃止をしようとする該当の建物と土地であります。町立厚岸病院の正面を通り、住の江の住宅街を通る町道がありますが、その町道の病院からみて北西側の高台のところに建設されている住宅が上段4戸、下段2戸の計6戸あります。そのうちの上段4戸は、すでに今回と同じく町おこし協力隊員の受入住宅として平成28年4月と29年4月に用途を廃止する議決をいただき、現在、転用しております。本議案を議決いただきますと今回の2戸と合わせて6戸全てが廃止となるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第42号「教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、教職員住宅とその土地に関わる教育財産の用途廃止についてです。これから質疑を行います。



(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長           では、そのように決定いたします。

- 教育長           これより非公開事件の議案第44号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の議案第44号につきましては、管理課長に出席を願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席ただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時38分]

[再開 午前10時39分]

- 教育長           会議を再開いたします。議案第44号「奨学生及び奨学金額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長       【非公開のため省略】

- 教育長           内容については、平成30年度の奨学生と奨学金の決定についてです。質疑ございますか。

(ありませんの声)

- 教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長                   以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
これをもちまして、第8回教育委員会を閉会します。